

東海再処理施設の廃止措置計画に係る県の対応について

1 東海再処理施設の主な経緯

昭和 56 年 1 月	本格運転開始
平成 18 年 3 月	電気事業者との役務契約に基づく再処理を終了
平成 26 年 9 月	機構改革報告書において廃止措置へ移行する方針を表明
平成 29 年 6 月 30 日	原子力安全協定に基づく廃止措置計画書を県及び東海村に提出 (同日、原子力規制委員会に対し廃止措置計画認可申請を提出)
平成 30 年 6 月 13 日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可

2 廃止措置計画の概要 別紙のとおり

3 これまでの県の対応

東海再処理施設の廃止措置計画は、約 70 年の長期にわたること、高放射性廃液のガラス固化の計画的な実施など様々な課題があるため、原子力審議会及び原子力安全対策委員会において以下の事項を確認した。

(1) 原子力審議会における審議 (H30/1/31, 3/29)

- 機構として以下のことにしっかりと取り組んでいくことを確認。
 - ・ 新規制基準を踏まえた安全対策や高経年化対策
 - ・ 予算・人材の確保や必要な技術開発
 - ・ 放射性廃棄物の早期処分に向けた取組の促進 など
- 国（原子力規制庁及び文部科学省）としても廃止措置が安全を前提に着実かつ計画的に進められるよう責任を持って機構を指導監督していくことなどを確認。

(2) 原子力安全対策委員会における審議 (H30/8/22)

- 廃止措置計画に係る技術的な検討を行い、同計画における以下の基本的な方針について確認し、概ね了承された。
 - ・ 廃止措置計画の方針及び工程
 - ・ 廃止措置の実施における安全対策
 - ・ 既存施設のリスク低減の取組
 - ・ 廃止措置を安全かつ着実に進めていくためのソフト対応 など
- 委員会におけるコメントについては、委員会後、機構の回答及びコメントを反映した委員会資料の修正版を委員に確認の上、県ホームページに掲載済み*。

※ 茨城県原子力安全対策委員会開催結果（県ホームページ）

(<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/gentai/anzen/nuclear/anzen/anzentaisaku.html>)

上記のとおり、廃止措置を安全かつ計画的に進める上で必要な取組を図っていく方針であることを確認した。

4 今後の県の対応

安全対策や作業の詳細については、今後、機構が段階的に具体化していくこととしていることから、引き続き安全対策委員会において審議するとともに、作業の進捗に応じ、適時立入調査などを実施し、廃止措置の安全性を確認していく。

東海再処理施設の廃止措置計画の概要

1 廃止措置計画の概要

- 放射性物質を取り扱う施設について、汚染された機器の撤去、建家の汚染除去等による管理区域解除までの計画を取りまとめており、これらに約70年の期間が必要となる見通し。
- 放射能レベルの高い液体状の放射性廃棄物に伴うリスクの早期低減（ガラス固化）を当面の最優先課題とし、これを安全・確実に進めるため、施設の高経年化対策と新規基準を踏まえた安全性向上対策を重要事項として実施。
- 今後使用しない分離精製工場等の4施設については先行して廃止措置へ移行するものの、設備等が汚染されていることから、当面は設備等の洗浄や除染を行い、機器解体は平成40年（2028年）以降に行う計画。
- 廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難であることから、今後詳細を定めることができたものについて逐次廃止措置計画の変更申請を行う。

2 廃止措置に要する金額

- 約7,700億円（施設解体費，放射性廃棄物処理費，放射性廃棄物処分費）
- その他，当面10年間の安全対策等に必要な費用として，約2,170億円を見込んでいる。

3 廃止措置計画の進め方

一 廃止措置の進め方 一

